WINPEC Working Paper Series No. J2101
April 2021

渋沢栄一と国立銀行：近代日本の経済発展を支えた金融インフラ

鎮目　雅人

現代政治経済研究所
(Waseda INstitute of Political EConomy)

早稲田大学

渋沢栄一と国立銀行：近代日本の経済発展を支えた金融インフラ

鎮目　雅人（早稲田大学政治経済学術院）

１．はじめに

渋沢栄一（1840-1931 年）は武蔵国（現在の埼玉県）の富農の家に生まれ、志士活動をしていたところを一橋慶喜に見出されその家臣となり、経済官僚（勘定組頭）として一橋領内の産業振興と財政改善に努めた。金融との関連では、播磨国今市（現在の兵庫県高砂市）の産物会所（藩営商社）において紙幣を発行し、特産品である木綿の生産・流通の拡大を図った。慶喜の将軍就任に伴い幕臣となり、1867（慶應 3）年に開催されたパリ万博の日本使節団の財務・会計担当の随員としてヨーロッパに滞在、見聞を広めた。明治維新を受けて帰国し、慶喜に従い静岡に赴き商社を立ち上げたが、1869（明治 2）年に明治新政府からの呼び出しを受けて大蔵省に出仕、諸々の改革に関与した。株式会社の設立・運営について解説した「立会略則」を刊行し、国立銀行制度の導入に際しては、米国のナショナル・バンク制度を基本に、日本の実情や政府の方針に沿って変更を加え、国立銀行条例を起草した。1873（明治 6）年に官を辞し、設立準備を進めていた第一国立銀行の総監役（後に頭取）に就任し、その後同行の経営を主導した。他の国立銀行の設立・運営を援助するとともに、択善会（後に東京銀行集会所）の設立、手形交換所の開設等を通じて、民間銀行のネットワークの構築に尽力した。

渋沢の数ある業績の中でも、国立銀行制度の導入とその運営は近代日本経済史上、特筆すべきものである[1]。本稿では、渋沢自身による後年の記述や回想を取っ掛りとして、国立銀行制度の導入と第一国立銀行の運営ならびに銀行間の連携体制の構築を中心に、日本における近代的な銀行制度の確立とその過程における渋沢の貢献をみていきたい。

２．渋沢栄一の目からみた日本の近代銀行史

渋沢は、1907-08（明治 40-41）年に発刊された『開国五十年史』（大隈重信編）の下巻に収録された「銀行誌」と「会社誌」の 2 章を執筆している。同書の「例言」（前書き）によれば、同書編纂の主たる目的は、近代日本の「進歩発達の源委、曲折及び其経過、変遷の跡を詳述し、以て殊文異域の海外に普く此特質ある曠古の事歴を知悉」（大隈 1907: 1）させること、すなわち、幕末開港から日露戦争前後までの近代国家としての日本の進歩・発達の歩みを諸外国に紹介することにあり、間を置かずして英語版（Okuma 1909）がロンドンで発刊された。渋沢のほか、「帝国憲法制定の由来」について伊藤博文、「明治の外交」について副島種臣、「帝国財政」について松方正義、「陸軍史」「海軍史」についてそれぞれ山縣有朋

[1] 加藤・大内（1963）など。渋沢の業績については数多くの論考があるが、さしあたり、土屋（1989）、島田（2007、2011）、渋沢研究会編（2020）、武田（2021）を参照。

と山本権兵衛など、各分野の第一人者が執筆者に名を連ね、編者の大隈自身が各執筆者と意見交換を重ねて、時に改訂を求めたとされる（同: 2）。渋沢の担当した章では、渋沢自身の評価を交えながら、銀行・会社制度の導入・運営における試行錯誤の過程が率直に語られている。以下では、「銀行誌」で示された渋沢の見解を取っ掛りに、日本における近代的銀行制度の確立過程を振り返ってみたい。

渋沢は、明治維新後の改革が十分な効果を発揮するためには、「国富をして治績に伴はしむるを最大急務」（渋沢 1908a: 582）とすることが必要であったとし、経済力の裏付けを欠いた政治改革だけでは「沙上の楼閣」となったであろうと述べる。そして、新政府が「民業の振興に鋭意したるは、全く時勢の必要に応じたるもの」（同: 583）としつつも、民業の振興はたやすく達成することができなかったとして、明治期の銀行史を 5 つの時期に分類している。

第 1 期は、1869（明治 2）年の為替会社の設立から 1876（明治 9）年の国立銀行条例改正までの時期で、近代的な「銀行業は全く試験的」なものに過ぎなかった（渋沢 1908a: 671）。第 2 期は、1876（明治 9）年の国立銀行条例改正から 1885（明治 18）年の銀紙格差解消・日本銀行による兌換券発行までの時期で、多くの国立銀行が設立され、国立銀行紙幣の流通高が増加する一方、西南戦争後の紙幣増発・物価高騰、横浜正金銀行や日本銀行の設立など、「銀行界は最も多事」であり、日本の「銀行史上に一新紀元」を開いた（渋沢 1908a: 672）[2]。第 3 期は、1886（明治 19）年の政府紙幣の兌換開始から 1894（明治 27）年の日清戦争開始までの時期で、正貨蓄積により兌換制度の基礎が固まった一方、1890 年の恐慌等を受けて「銀行業の進歩も一時やや停滞」した（渋沢 1908a: 672）。第 4 期は、1894（明治 27）年の日清戦争開始から 1904（明治 37）年の日露戦争開始までの時期で、商工業および銀行業ともに「空前の速度を以て発達」を遂げた。そして、1904（明治 37）年の日露戦争開始以降を第 5 期として、新たな局面に位置付けている。

３．明治維新前の金融制度と渋沢栄一の紙幣発行の経験

渋沢によれば、江戸時代には両替商等の商人が「銀行類似の業務を営みて、以て当時の需要に応じ」ていた（渋沢 1908a: 585）。ただし、後年の渋沢が目指した、広く公衆から資金を吸収し、貸付、割引等の方法で「十分に金融の調理流通を謀るが如きは、当時尚ほ未だ行はれざりし」（同: 586）状況であった。

---

[2] 渋沢の依頼により 1912（大正元）年頃に明石照男が渋沢の名において執筆したとされる「明治銀行史論」（執筆後未公表となっていたが、1931～1932 年に『竜門雑誌』に連載され、その後、明石（1935）として出版された）では、1876（明治 9）年の国立銀行条例改正から 1882（明治 15）年の日本銀行設立までの時期を「国立銀行全盛の時代」としている（青淵先生 1932: 71）。

図 1　一橋領における紙幣発行の仕組み（1865 年）

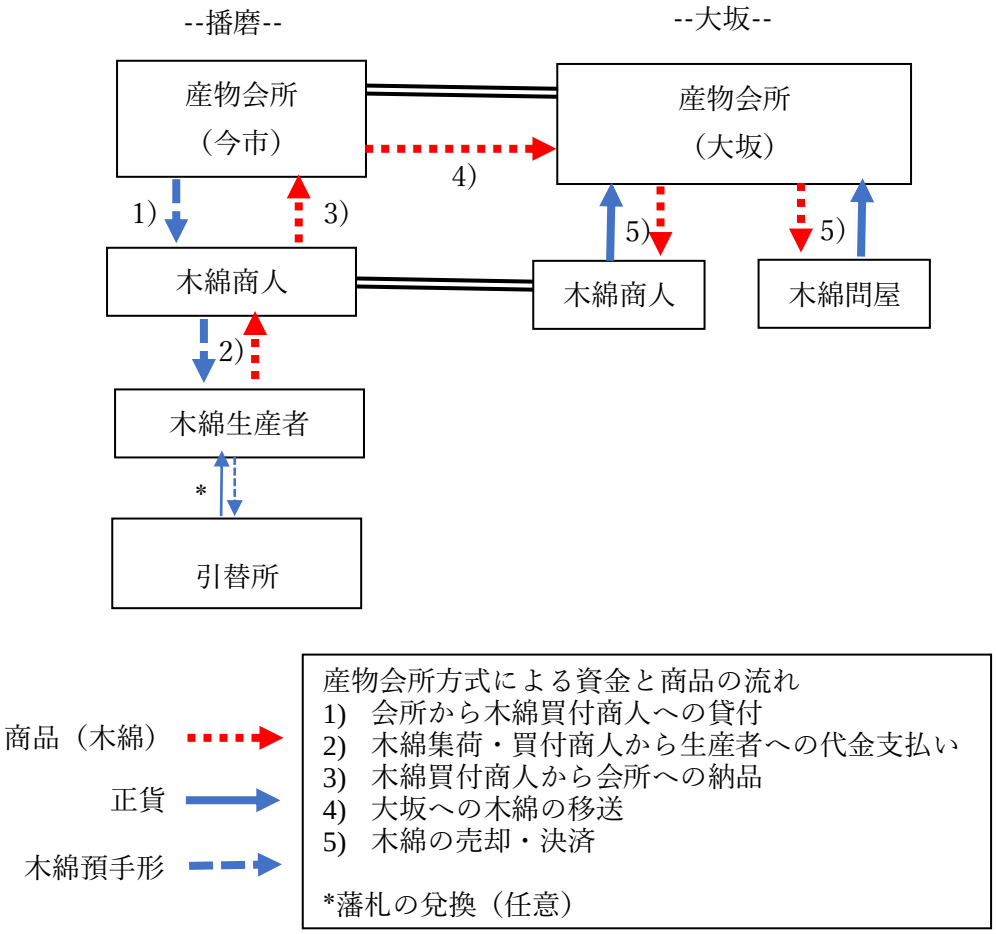

（出所）筆者作成。

渋沢は、1865（慶應元）年、播磨国今市村（現在の兵庫県高砂市）の一橋領における産物会所の開設を準備し、同産物会所は同年末から活動を開始した。同会所は、売買の便を図るため木綿預手形（紙幣）を発行した。発行額は当初 3 万両で、将来的には 10 万両以上を予定していた。領内の富農・商人から引換準備金 6,380 両を出資させ、今市村と大坂に半額ずつを置き、大坂での預け金からは利息を取ることとして紙幣発行費用に充てるとともに、準備金が他に流用されない仕組みを構築し、財政補填策としての紙幣発行を防止した。産物会所は、木綿預手形を木綿の買付けを行う商人に貸与し、または商人が木綿を産物会所に納めるのと引替に代金の一部を木綿預手形で先払いした。商人から代金として木綿預手形を受取った生産者は、今市村の会所か領内各地に設置された引替所で手形を正貨と引き替えることができた。産物会所は、納められた商品を大坂に移送し、商人が産物会所に販売を委託した場合には、大坂での売上金から先払い分と手数料を差し引いて決済し、商人が自ら大坂で売却する場合には、前借金を大坂で正貨により払い込めば木綿を受取ることができた。こ

の枠組みは円滑に機能し、一橋領札は信用を得て、額面通り流通したとされる（高砂市史編さん専門委員会 2010: 874-876）。

図 1 は、上記の枠組みを図式化したものである。利潤を確保できる適正な価格で商品としての木綿が販売できれば、領内で紙幣により集荷した商品の代金を大坂で正貨により受取ることができ、産物会所には正貨が蓄積され、その信用が紙幣の流通を支える。産物会所は、いわば近代における商社と銀行の機能を併せ持った存在とみることができる。

表 1　一橋産物会所（今市・大坂）の貸借対照表（概念図）

資産		負債・資本	
買付商人への貸付・先払金	30,000	木綿預手形	30,000
支払準備金	6,380	富農・商人からの出資金	6,380
資産計	36,380	負債・資本計	36,380

（出所）筆者作成。

表 1 は、産物会所の貸借対照表の概念図を示したものである[3]。独立採算に基づいて産物会所の運営を行い、地域における殖産興業のための生産・流通資金を紙幣の発行により供給し、準備金を含めた資産・負債の統合的な運用管理の枠組みを構築した点は、幕末にかけて藩政改革の一環として多くの藩で実施された産物会所方式の成功例とみることができる[4]ほか、発想自体は、後で見る国立銀行制度の思想とも共通する面がある。渋沢は後年、一橋領での紙幣発行経験について、「元来自分は斯様な事に付ては、其時分には別に学問も経験もなく、又外国の紙幣取扱方を聞いたこともなし、謂はば腰だめの考案であったが、今日から思って見れば、此の時の考案は経済の道理に暗合して居た」（渋沢青淵記念財団竜門社編 1955: 370）と回想している。もっとも、この時点では、産物会所の紙幣発行のための出資金は領内の富農・商人への私募によるものであり、後年の渋沢が目指した「広く公衆から資金を吸収し、貸付、割引等の方法で十分に金融の調理流通を謀る」という「合本」の思想を実現する条件は整っていなかったといえる。

慶喜の将軍就任に伴って幕臣となった渋沢は、パリ万博の使節団随員として渡欧し、見聞を広めた。後年渋沢は、「最も感じたのは、事業が合本組織で非常に発展して居ることと、官民の接触する有様が頗る親密であることであつて、一面からは合本組織で商工業が発達すれば自然商工業者の地位が上つて官民の間が接近して来るであらうと思つた」（渋沢青淵

[3] 日本において複式簿記が導入されるのは明治に入ってからであり、渋沢自身が当時このような貸借対照表を作成していたわけではない。国立銀行制度との比較のため、筆者が図式化を試みたものである点をお断りしておく。

[4] 岩橋（2019: 177-185）は、産物会所方式の導入が必ずしも藩札の円滑な流通を保証するものではなかったことを、実例を挙げて示している。

記念財団竜門社編 1955: 605）と述べ、株式会社組織の導入等により民間部門の経済力を高め、官尊民卑の風潮を打破したいとの希望を抱いたことを示唆している[5]。

４．国立銀行制度の創設と初期の国立銀行経営

1869（明治 2）年に大蔵省入りした渋沢は、国立銀行制度の創設に当初から参画し、制度の成立とほぼ同時に官を辞し、その後は第一国立銀行の経営を主導するとともに、長年にわたり銀行界の指導者として制度の発展に努めた。制度導入の過程で、米国のナショナル・バンクをモデルに複数の民間発券銀行を主体とする制度の導入を主張した伊藤博文と、英国のイングランド銀行をモデルに中央銀行を中核に据える制度の導入を主張した吉田清成が対立した時期には、両者の仲裁を試みた（明治財政史編纂会 1905）。両者に妥協が成立し法令の立案作業が本格化した時期には、国立銀行条例及び同成規（細則）の起草を担った。その際、米国の法令を基本としつつ、日本の実情に合わせて変更を加えた。国立銀行は、広く公衆から出資を募る本格的な株式会社の嚆矢であり、渋沢にとって「合本」の思想を実現する転換点となった。

前述のとおり、この時期、近代的な「銀行業は全く試験的」なものに過ぎなかった（渋沢 1908a: 671）。明治新政府は、国庫の充実と生産・貿易の振興による国富の増進に向けてその「血流たる金融機関」を整備する必要がある（渋沢 1908a: 588）との判断に立って、維新前の各藩で行われていた産物会所の制度に基づき、西洋の制度も参酌した為替会社を設立したが、「当事者に適材なくして、其経営宜しきを得ず、殊に社会の変遷劇甚なる時期に際して、事業に失敗を招くこと多く」（同: 590）、多額の債務を負うこととなった。そこで政府は、当時政府が発行していた不換紙幣の整理とあわせて、「資金の疎通を円滑にし、殖産、貿易を旺盛にして富強の実を挙」げることを目的（同: 597）とし、米国のナショナル・バンクをモデルとしながらも、イングランド銀行のように金貨との兌換紙幣を発行する金融機関として、「斟酌折衷」して国立銀行条例を制定した。「国立銀行は強大なる金融機関となりて商工業者の需用に応じ、且つ政府の不換紙幣をして次第に其跡を絶たしめ」ることが期待された（同: 602）が、紙幣発行額の 3 分の 2 に相当する正貨準備を義務付けられるなど、厳しい規制の下で設立されたのは 4 行にとどまった。

米国のナショナル・バンクと日本の国立銀行（発足時）の制度面における主な違いとして、前述の正貨兌換義務の有無のほか、米国の制度において採用されていた準備市（reserve city）の制度を導入しなかったことが挙げられる。米国の制度では、各地に点在するナショナル・バンクは、各地域の金融センターに当たる 17 の準備市にあるナショナル・バンクに準備金を置き、準備市にあるナショナル・バンクは、ニューヨークにあるナショナル・バンクに準

---

[5] 武田（2012: 18）は、複数の先行研究において渡欧時の経験が渋沢の「合本」の思想形成に大きな影響を与えたとの見方がある点について、「合本組織のアイディアを留学体験に直結させることには慎重である必要があると考えておきたい」としている。

備金を置くこととされていた。この結果、米国の金融市場は、全国的な金融センターであるニューヨーク、地域の金融センターである準備市、その他の地域という三層構造をなしていた。これに対し、日本では、準備市の制度は設けられなかった。実は、検討段階では、日本においても米国の準備市に相当する「港市」の設置が想定され、国立銀行条例の元となった「紙幣条例」案では、8 つの「港市」（東京、京都、大阪、横浜、長崎、兵庫、新潟、函館）の銀行に準備を集中する案が示されていたが、最終的な国立銀行条例では導入が見送られた（大蔵省（出版年不明）、Shizume and Tsurumi 2016: 10-11）[6]。その理由は不明であるが、第 8 節でみるように、後に渋沢はこの構想の実現に向けて努力することとなる。

明治 6 年の政変で大蔵省を辞した渋沢は、第一国立銀行の頭取への就任を株主等から懇請された（渋沢 1908a: 604）が辞退し、頭取には小野善助、三井八郎右衛門の 2 名が就任し、渋沢は総監役として業務を監督することとなった。設立当初の同行について渋沢は、「余が大蔵省にありて銀行条例を起草しつつありし際……官金を取扱ひたる三井、小野両家を慫慂して設立せしめたるものにして、半ば命令的に出でたるもの」（同: 604）としている。1874（明治 7）年、大株主にして大口貸出先であった小野組の破綻を受けて同行は「多大の打撃を蒙り」（同: 608）、翌 1875（明治 8）年の臨時株主総会において同行は、小野組からの出資分を中心に資本金 250 万円中 100 万円を切り捨てるとともに、善後策策定の中心となった渋沢を頭取に選出した。貿易の輸入超過が続き正貨が国外へ流出する中で、政府の不換紙幣の増発もあって銀行紙幣に対する兌換請求が増え、「正貨兌換を維持する能はざるに至り」（同: 611）、国立銀行の経営は行き詰まりをみせた。

1875（明治 8）年、第一国立銀行をはじめとする国立銀行 4 行は連名で、正貨兌換の維持が困難であるとして、政府に対して、不換紙幣である政府紙幣との兌換への制度変更すなわち不換紙幣化を請願した。この件について渋沢は、「条例の制定に任じたる余にして、反って其改正を唱ふるが如きは、前後矛盾余の最も痛心に堪へざりし所なれども、当時の情勢実に止むを得ざるものありし」（同: 613）と述懐している。

5．国立銀行条例の改正と国立銀行制度の確立

1876（明治 9）年、政府は、国立銀行紙幣の正貨兌換義務を廃止するとともに、国立銀行は資本金の 8 割に当たる公債証書を政府に供託して同額の銀行紙幣を発行することとし、引換準備金を資本金の 2 割（紙幣発行額の 4 分の 1）に削減する国立銀行条例の改正を実施した。その背景として、渋沢は、「金融の疎通を図り、銀行業将来の発達」を期す（渋沢 1908a: 615）ことのほか、秩禄処分により既得権益をはく奪された華士族がその代償として支給された金禄公債を元手に国立銀行の株主となることで、華士族の生計を安定させ、「国家の治安に妨害を生」じないようにする（同: 615）という政治的安定の目的があったとしている。

---

[6] 大蔵省作成による「紙幣条例」が早稲田大学図書館に所蔵されており、出版年は不明ながら、内容からみて国立銀行条例の立案過程において作成されたとみられる。

本改正により、国立銀行の設立が相次ぎ、1879（明治 12）年までに 153 行が設立された。この間、政府は、1877（明治 10）年末から 1878（明治 11）年初にかけて再び条例を改正し、国立銀行の設立ならびに国立銀行紙幣の発行総額を制限することとした。その背景について渋沢は、「紙幣乱発の為に物価の激変を起し、経済社会の常調を紊乱すると共に、此等の銀行も亦営業の困難を招き、終に意外の弊害を醸す」可能性があった（同: 619）との見方を示している。紙幣発行権限を持たない私立銀行は、1876（明治 9）年に三井銀行が設立されてしばらくは同行のみであったが、国立銀行の設立が制限された後は設立件数が増加した。

1877（明治 10）年の西南戦争では、政府紙幣の増発に加え、華族の出資によって設立された第十五国立銀行に制限以上の紙幣発行を認めて政府がこれを借上げ、軍費を支弁した。西南戦争後には、紙幣価値の下落と物価上昇が生じた。この時期の状況について渋沢は、「紙幣を有するものは損し、物品を有するものは益す、債権者は損し、債務者は益す、収税者は損し、納税者は益す、定額の収入、俸給、賃銀を受取るものは損し、之を支払ふものは益す」こととなり、「金利は昂騰し、公債証書及び株式の類は暴落し、輸出貿易は減少し、輸入貿易は増加」したと述べている（同: 624）。渋沢は、その根本的な原因を不換紙幣の増発に帰し、一時大隈等が主張した「外国貿易不権衡の為に正貨流出し、通貨欠乏せるの結果」との議論[7]について、「事相の根柢を察するに於て未だ尽さざるの謬説」としてこれを退けている（同: 625）。大隈や佐野常民が対処策として唱えた外債募集による紙幣消却、正貨準備拡充案は、外債の担保に関税収入等を差し出すことの植民地化のリスクを指摘した「外債亡国」（同: 625）論から退けられた。1881（明治 14）年の政変により、松方正義が大蔵卿に就任し、財政緊縮、直輸出の促進により、物価・金利の低落と紙幣価値の回復に成功した（松方財政）。その一方で、「商況委縮し、企業中絶し、製造衰頽し、不景気の嘆声都鄙に充満し、為に商工業者の破産、休業するもの前後相次ぐ」状況に至り、銀行業も、「投資の途に乏しきのみならず、抵当品の価格下落せるが為に、多額の滞貸金を生じ、終に数個の銀行は鎖店の止むを得ざる」（松方デフレ）状況となった（同: 628）。

6．兌換制度の確立と国立銀行の普通銀行への転換

渋沢によれば、1876（明治 9）年の国立銀行条例改正後の数年間で、「金融機関の設備漸く全国に普及し」たが、銀行は「各自分立して緩急相依り、有無互に通ずるの連絡なく」、「全国の金融を平均せしむるの弁を得ること能わ」ず（渋沢 1908a: 635）、「枢要の位地に立って四肢を総理するの頭脳たるべき中央銀行」を「政府の創意を以て新に設立」することとなった（同: 636）。この中央銀行には兌換券発行の特権を与える一方、国立銀行は設立後 20 年の営業満期までに紙幣を消却させて普通銀行へと転換させることとされた。こうして

[7] こうした議論の具体的な内容については、日本銀行百年史編纂委員会（1982: 62-63）を参照。

1882（明治 15）年に設立されたのが日本銀行であり、松方財政の結果、兌換券発行の条件が整った 1885（明治 18）年から、兌換紙幣の発行を開始した一方、国立銀行は、1899（明治 32）年までに大半が普通銀行に転換した。渋沢は、国立銀行の 20 年余の歴史について、「大体に於ては能く金融機関たるの本領を発揮し、殖産、貿易並に財政の為に尽したる功績甚だ些少ならざる」とし、さらに、普通銀行への転換後も「益々発達して金融を調和し、国家に貢献しつつある」（同: 644）と評価している。

７．第一国立銀行の業容

表 2　第一国立銀行の貸借対照表（各年末、千円）[8]

資産	1876	1881	1895	負債・資本	1876	1881	1895
公債等	1,347	1,583	3,138	紙幣	1,197	1,196	789
民間貸出	2,740	4,648	12,286	政府預金等	422	1,908	596
準備資産	1,116	1,591	2,361	民間預金等	1,740	2,104	9,070
その他資産	376	341	1,106	その他負債	448	738	3,996
				資本等	1,772	2,217	4,440
資産計	5,579	8,163	18,891	資本・負債計	5,579	8,163	18,891

（出所）第一銀行八十年史編纂室編（1957）をもとに筆者作成。

ここで、国立銀行条例が改正された 1876（明治 9）年、日本銀行が設立される前年の 1881（明治 14）年、および国立銀行から普通銀行へ転換する前年の 1895（明治 28）年の年末に

[8] 時期により変遷があるが、以下のとおり勘定科目を分類・集計した。
公債等：公債証書、政府へ貸、政府勘定、発行紙幣勘定、公債勘定、
民間貸出：貸附金、府内（当所）割引手形、当座預金貸越、期限過貸附金、代金取立手形、滞貸附金、割引手形、荷為替手形、預け金、
準備資産：金銀有高、地金銀、
その他資産：諸公債証書買入元、為替貸、雑勘定、証券印紙買入元、地金銀買入元、銀行所有物、他店へ貸、補正勘定、
紙幣：紙幣流通高、発行紙幣受取高、
政府預金等：御用預金、御用振出手形、御用当座預金、御用支払銀行（送金）手形、御用約定預金、国際元利預り金、為替方預り金、公金預り金、公金支払送金手形、
民間預金等：定期預金、当座預金、振出手形、代金取立手形、支払銀行（送金）手形、約定預金、別段預金、貯蔵預金、
その他負債：紙幣消却金、紙幣消却原資積立金、支払未済割賦金、旧金銀紙幣引換元、拝借金、借入金、借用金、他店より借、抵当金、其他、
資本等：株金、積立金、損益勘定。

おける第一国立銀行の貸借対照表をみてみよう（表 2）。1876 年には、払込資本金（150 万円）のほぼ 8 割に相当する公債を大蔵省に預託し、同額の紙幣を受取り、これを民間に貸出すか、あるいは民間預金への預入によって貸出を実施している姿が見て取れる。1881 年までの 5 年間で、資産側では、民間貸出が 274 万円から 465 万円へと増加し、これに対応する負債側では、政府預金等が 42 万円から 191 万円、民間預金等が 174 万円から 210 万円へとそれぞれ増加している。なお、国立銀行から普通銀行へ転換する前年の 1895（明治 28）年まで時期を伸ばしてみると、預金と民間向け貸出が両建てで拡大する構図が続いており、国立銀行時代を通じ、同行が信用創造を通じて殖産興業のための資金を供給する近代的な銀行としての姿を確立していった様子が見て取れる[9]。

８．銀行間ネットワークの構築

渋沢は、「銀行業者相会合して互に営業上の協議を為し、共同の利便を謀るの必要を認め、東京の同業者に諮り」（渋沢 1908a: 668）、択善会を組織し、自ら会長に就任した。択善会は 1880（明治 13）年に東京銀行集会所に改組され、渋沢の主導により、1885（明治 18）年から『銀行通信録』の刊行、1887（明治 20）年に手形交換所の創設、1896（明治 29）年に東京興信所の設立等を実施した。

渋沢は、設立間もない択善会を舞台に、第三十三国立銀行支配人の種田誠一とともに、東京と大阪をハブとして全国の国立銀行を相互に結ぶ紙幣・手形・為替交換決済機構の創設に力を注いだ。これは、国立銀行条例の制定時に見送られた準備市に近い構想である。1878（明治 11）年、渋沢は択善会において銀行家の理解を得ようと努力するが、交換業務に付随する資金管理等の負担を負うこととなる都市部の銀行家の反対で具体化が見送られた（靏見 1991: 108-110）。

こうした取り組みの一方で、第一国立銀行は、各地の銀行とコルレス契約を結び、自前の全国的な決済機構の構築を目指した。図 2 は、1880（明治 13）年 6 月現在の第一国立銀行の本支店とコルレス契約を結んでいる銀行の拠点のネットワークを示している。全部で本支店 9、コルレス先 72 の拠点が含まれ、拠点を結ぶリンクの数（コルレス数）は 208 を数えた。因みに、「資金循環の線路を全国に貫通して、金融を便意にすること」（渋沢 1908a: 636）を第一の目的として設立された日本銀行のネットワークには、1884（明治 17）年末時点で本支店 2、コルレス先 128 の拠点が含まれ、拠点を結ぶリンクの数は 197 であった（日本銀行 1884）ので、少なくとも数の上では、第一国立銀行は日本銀行に匹敵するかそれを上回る規模の銀行間ネットワークを構築していたことになる[10]。

---

[9] 加藤（1963）は創生期を含めた第一国立銀行の事業展開について詳細に分析している。同書と本稿では資産・負債の分類が異なっているが、定性的には同様の結果が得られている。

[10] 1913（大正 2）年、日本銀行総裁から大蔵大臣に就任することとなった高橋是清は、渋

島田（2007）は、渋沢が長期的視野で会社経営に当たることができる人材の発掘、育成に力を注いでいたこと、第一国立銀行（後に第一銀行）はその点でも中心に位置していたことを示している[11]。

図２　第一国立銀行のネットワーク（1880 年 6 月現在）

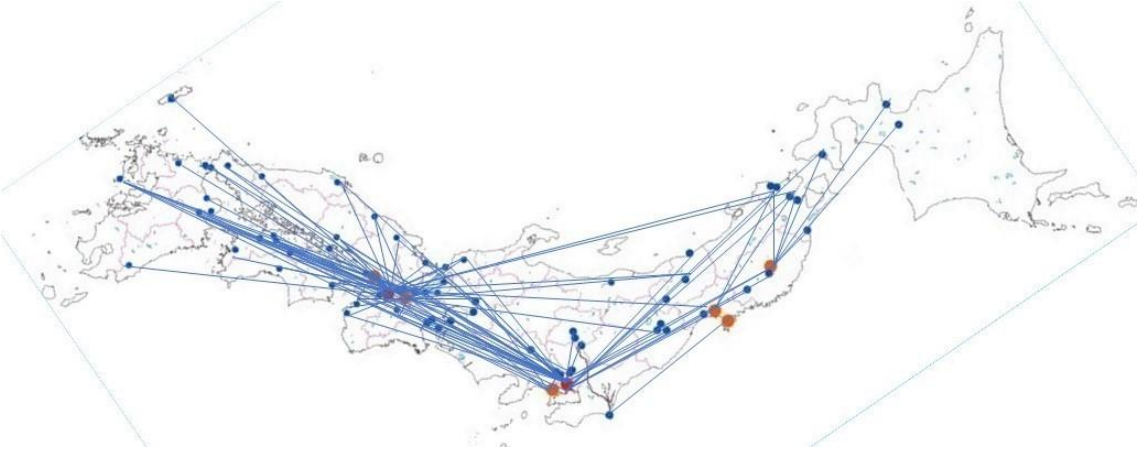

（出所）大蔵省（1881）をもとに筆者作成。

８．おわりに

本稿では、渋沢の後年の記述を取っ掛りに、日本における近代銀行システムの確立過程と渋沢の事績を振り返ってきた。渋沢が欧米諸国の近代的な銀行制度を本格的に研究し、日本に導入する中核的役割を担うこととなったのは、明治初年に大蔵省で米国をモデルとする国立銀行制度の創設に携わった時からであった。それまでに渋沢は、一橋家の経済官僚として紙幣の発行に携わった経験があり、経済における金融の役割について実践的な感覚を身に着けていた。そのことが、近代的な銀行制度の導入の一助となっていた可能性がある。渋沢自身が法令を起草し、施行後は経営者、指導者として深く関与した国立銀行制度は、近代日本の金融システムの骨格となり、経済発展に大きな役割を果たした。とはいえ、渋沢自身が指摘するように、制度の導入と定着は多くの試行錯誤を伴い、また、同業者の協業により全国的な資金の疎通を図るという面では、途半ばであった。

沢に後任の日本銀行総裁への就任を懇願したが、渋沢はあくまで民間の立場から経済の発展に尽くしてきた「40 年来の宿志を今更変更することは難しい」として、固辞した（渋沢青渊記念財団竜門社編 1963: 289、渋沢青渊記念財団竜門社編 1968: 570）。

[11] 武田（2021）は、渋沢の思想を、株式会社方式による資本集積という狭義に捉えるのではなく、人的資本を含め潜在的に利用可能な資源を集めて有効活用していくという意味に捉えるべきとしている。銀行間協力に向けた取り組み等も併せ考えると、本稿で示す渋沢の活動は、こうした見方と整合的である。

（参考文献）

明石照男（1935）『明治銀行史』（現代金融経済全集 第 33 巻）改造社
岩橋勝（2019）『近世貨幣と経済発展』名古屋大学出版会
大隈重信編（1907）『開国五十年史』上巻、開国五十年史発行所
大隈重信編（1908）『開国五十年史』下巻、開国五十年史発行所
大蔵省（出版年不明）『紙幣条例』早稲田大学図書館所蔵
大蔵省（1881）『銀行局第 2 次報告』
加藤俊彦（1963）「第一国立銀行」加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、21-88 頁
渋沢栄一（1871）「立会略則」日本銀行調査局編（1956）『日本金融史資料 明治大正編』第 5 巻 23-42 頁
渋沢栄一（1908a）「銀行誌」大隈重信編『開国五十年史』下巻、開国五十年史発行所、581-676 頁
渋沢栄一（1908b）「会社誌」大隈重信編『開国五十年史』下巻、開国五十年史発行所、677-716 頁
渋沢研究会編（2020）『はじめての渋沢栄一：探求の道しるべ』ミネルヴァ書房
渋沢青淵記念財団竜門社編（1955）『渋沢栄一伝記資料』第 1 巻、渋沢青淵記念財団竜門社
渋沢青淵記念財団竜門社編（1963）『渋沢栄一伝記資料』第 50 巻、渋沢青淵記念財団竜門社
渋沢青淵記念財団竜門社編（1968）『渋沢栄一伝記資料』別巻第 5（講演・談話（一））、渋沢青淵記念財団竜門社
島田昌和（2007）『渋沢栄一の企業者活動の研究：戦前期企業システムの創出と出資者経営者の役割』日本経済評論社
青淵先生（渋沢栄一）（1932）「明治銀行史論（未定稿）」13『竜門雑誌』第 523 号、竜門社、58-75 頁
第一銀行八十年史編纂室編（1957）『第一銀行史』上巻、第一銀行八十年史編纂室
高砂市史編さん専門委員会編（2010）『高砂市史』第 2 巻
武田晴人（2021）『渋沢栄一：よく集め、よく施された』ミネルヴァ書房（ミネルヴァ日本評伝選）
土屋喬雄（1989）『渋沢栄一』吉川弘文館
靏見誠良（1991）『日本信用機構の確立：日本銀行と金融市場』有斐閣
日本銀行（1884）「日本銀行第五回半季実際報告書」日本銀行調査局（1956）『日本金融史資料 明治大正編』第 8 巻、73-92 頁
日本銀行百年史編纂委員会（1984）『日本銀行百年史』第 1 巻、日本銀行
明治財政史編纂会編（1905）『明治財政史』第 13 巻

Okuma Shigenobu ed. (Huish, Marcus Bourne ed. For English version) 1909. Fifty years of new Japan. London: Smith, Elder.

Shizume, Masato and Tsurumi, Masayoshi. 2016. Modernizing the financial system in Japan during the 19th century: National banks in Japan in the context of free banking. WINPEC Working Paper No, E1607.